

BoostPark利用規約【現改比較表】 2025年12月5日現在

～2025年12月9日	2025年12月10日～
利用規約	
第5条 本サービスの概要 3 契約者が本サービスを利用できる時間は、毎日 0 時から 24 時までとします。ただし、第 12 条（提 供中斷）及び第 13 条（利用停止）に定める場合を除きます。	第5条 本サービスの概要 3 契約者が本サービスを利用できる時間は、毎日 0 時から 24 時までとします。ただし、第 11 条（提供中斷）及び第 12 条（利用停止）に定める場合を除きます。

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合、その利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込者からの申込みに対して承諾した時をもって、本サービスの利用契約の成立とします。成立した当該契約を本規約において「利用契約」といいます。

3 当社は、申込者が次の各号に該当すると判断した場合、申込みを承諾しない場合があります。

(1)申込者の要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2)申込者が本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支 払を現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき

(3)申込者が本規約に反する行為を行った、又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4)申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5)申込者が当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6)本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(7)前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障がある恐れがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、契約者が前項各号に該当することが明らかになった場合、

第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を 負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第6条 利用契約

本サービスの利用を希望する場合、その利用を希望する者は、本規約及び当社プライバシーポリシーに同意することを前提に、当社との間で当社の定める利用契約を締結するものとします。

2 当社は、利用希望者が次の各号に該当すると判断した場合、契約を締結しない場合があります。

(1) 利用希望者の要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 利用希望者が本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支 払を現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき

(3) 利用希望者が本規約に反する行為を行った、又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 契約に際し虚偽の報告が行われたとき

(5) 利用希望者が契約に係る当社からの内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障がある恐れがあると当社が判断したとき

<p>第9条 <u>契約上の地位の譲渡</u></p> <p><u>契約上の地位の譲渡</u> 契約者は利用契約上の地位、又は本サービスを通じて生じた契約者の権利若しくは義務を第三者に譲渡したり、承継させたり、又は担保に供してはならないものとします。ただし、当社が譲渡を書面により事前に承認した場合を除きます。</p>	<p>(当該条項を削除)</p>
<p>第10条 利用契約の有効期間、及び契約者が行う利用契約の解約</p> <p>利用契約の有効期間は、申込時に<u>契約者が</u>定める<u>初回</u>利用期間と同一です。次項に定める契約者からの解約の通知がない限り、利用契約は1年間自動的に更新するものとし、それ以後も同様です。</p> <p>2 契約者が利用契約を解約しようとする場合、解約希望日の3か月前までに当社に解約を希望する旨を当社所定の様式に記入の上、当社が定める方法により通知するものとします。</p> <p>3 <u>前項の定めを除き、初回利用期間中又は利用期間中に利用契約が解約となる場合、その解約に至った事由、及び当社又は契約者のいずれがその解約を申し出たかを問わず、当社は既に支払いを受けた利用料金の返金を行いません。</u></p>	<p>第9条 利用契約の有効期間、及び契約者が行う利用契約の解約</p> <p>利用契約の有効期間は、申込時に<u>利用契約にて</u>定める利用期間と同一です。次項に定める契約者からの解約の通知がない限り、利用契約は1年間自動的に更新するものとし、それ以後も同様です。</p> <p>2 契約者が利用契約を解約しようとする場合、解約希望日の3か月前までに当社に解約を希望する旨を当社所定の様式に記入の上、当社が定める方法により通知するものとします。</p>

第11条 当社が行う利用契約の解約

当社が行う利用契約の解約 当社は、契約者又は利用者が次のいずれかに該当する場合、あらかじめ契約者にその旨を通知の上、利用契約を解約することがあります。

(1) 第3章第 [13](#) 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき

(2) 当社が別に定める期日を経過してなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき

(3) 第6条 ([申込みと承諾](#))に基づき当社に申し出た内容につき、虚偽の内容を記載したとき

(4) 本規約に反する行為を行った、又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(5) 自ら又は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

(6) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき、又はその恐れがあると当社が判断したとき

(7) その他当社が不適切と合理的に判断する行為を行ったことが判明したとき

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社はあらかじめ通知をせずに、利用契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ないとき

(2) 契約者又はその役員が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき

(3) 契約者が民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき

第10条 当社が行う利用契約の解約

当社は、契約者又は利用者が次のいずれかに該当する場合、あらかじめ契約者にその旨を通知の上、利用契約を解約することがあります。

(1) 第3章第 [12](#) 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき

(2) 当社が別に定める期日を経過してなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき

(3) 第6条 ([利用契約](#))に基づき当社に申し出た内容につき、虚偽の内容を記載したとき

(4) 本規約に反する行為を行った、又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(5) 自ら又は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

(6) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき、又はその恐れがあると当社が判断したとき

(7) その他当社が不適切と合理的に判断する行為を行ったことが判明したとき

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社はあらかじめ通知をせずに、利用契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ないとき

(2) 契約者又はその役員が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき

(3) 契約者が民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき

- (4) 契約者が手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押、又は滞納処分を受けたとき
- (5) 契約者が資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

3 第3章第12条（提供中断） 第3章第12条(6)の規定により本サービスの提供を中断した場合において、当社がその提供中断の事由を解消し、本サービスの提供を再開することが困難であると判断した場合、本サービスの一部若しくは全部を廃止し、並びに本サービスに係る契約の一部若しくは全部を解約することができます。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部若しくは全部を廃止し、並びに本サービスに係る契約を一部若しくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合を除きます。

4 本条に基づく当社の行為により契約者又は利用者に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

第14条 料金

本サービスの利用料金は、当社が個別に見積もりを行ったうえで、当社所定の申込書に記載した額とします。

- (4) 契約者が手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押、又は滞納処分を受けたとき
- (5) 契約者が資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

3 第3章第11条（提供中断） の規定により本サービスの提供を中断した場合において、当社がその提供中断の事由を解消し、本サービスの提供を再開することが困難であると判断した場合、本サービスの一部若しくは全部を廃止し、並びに本サービスに係る契約の一部若しくは全部を解約することができます。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部若しくは全部を廃止し、並びに本サービスに係る契約を一部若しくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合を除きます。

4 本条に基づく当社の行為により契約者又は利用者に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

第13条 料金および支払い義務

本サービスの料金は、当社が個別に見積もりを行ったうえで、当社と契約者で締結する利用契約に定めるところによります。

2 本サービスの利用料金に関する請求や支払期日等の条件は当社と契約者で締結する利用契約で定めるものとします。

第15条 料金の支払義務

契約者は、初回利用期間中及び利用期間中の本サービスの料金の支払を要します。料金は、当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、初回利用期間又は利用期間の終了日を含む料金月の末日までの期間の料金とします。なお、本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 料金の支払につき、当社は契約者に対して請求書を発行し、契約者はその請求書に記載の支払期日までに、当社の指定する支払方法により支払うものとします。第 10 条の定めにより利用契約を自動更新した後についても、当社はその自動更新後に請求書を発行し、以後、本条を適用します。なお、初回利用期間又は利用期間にかかるわらず、料金は前払いとし、当社は利用契約の成立後又は自動更新後からその請求ができるものとします。

3 利用停止又は提供中断があった場合でも、契約者はその期間中の料金の支払を要します。

第16条 延滞利息

料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合、当社は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第17条 データに関する責任

第7章第23条（責任の制限）の規定にかかるわらず、取得データが滅失、毀損若しくは漏洩した場合、又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は原因の如何を問わず責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除きます。

(第13条に統合)

第14条 延滞利息

料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合、当社は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、当社と契約者で締結する利用契約に定める金額を延滞利息として請求できるものとします。

第15条 データに関する責任

第8章第23条（責任の制限）の規定にかかるわらず、取得データが滅失、毀損若しくは漏洩した場合、又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は原因の如何を問わず責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除きます。

(新設のため該当なし)

第7章 BoostPark AI ASSISTの利用

第21条 BoostPark AI ASSISTの利用

BoostPark AI ASSISTは生成AIを利用した機能であり、確実性を約束するものではないため、当該機能により生じる結果に対して当社は保証せず、責任を負わないものとします。

2 利用者がBoostPark AI ASSISTの利用にあたり入力したデータ、及び利用に伴い出力されたデータについて、当社は機械学習のための学習用データセットとして利用しません。

第22条 契約者及び利用者の遵守事項

BoostPark AI ASSISTはMicrosoftが提供するAzure OpenAI gpt-4o-mini, 2024-07-18およびtext-embedding-ada-002, 2を利用しておおり、契約者及び利用者は当該利用において以下の事項を遵守するものとします。

(1) Microsoft Enterprise AI Services Code of Conduct (<https://learn.microsoft.com/en-us/legal/ai-code-of-conduct>) に定められる利用者の禁止事項

2 Azure OpenAIの性質上、その規約で定める国外 (<https://learn.microsoft.com/en-us/azure/ai-services/openai/concepts/models?tabs=global-standard%2Cstandard-chat-completions#chat-completions-1>) で情報を処理される可能性があり、契約者及び利用者はその処理について同意するものとします。